

●特集・原子力開発の現状と課題

# 原子炉の安全性と公開の原則

——三菱原子炉撤去訴訟をめぐる

弁護士

宮沢 洋夫

## 一 産業政策と原子力公害

(一) 昭和二〇年代後半から昭和三〇年代にかけて、わが国の産業界を襲ったエネルギー革命の波は、産業界を石炭中心から石油中心へと質的転換を遂げさせ、多くの重化学コンビナートを建設してきたが、それに伴って亜硫酸ガスを中心とする大気汚染、工場排水による河川・海域の汚濁等による公害を日本列島にばらまき、現在の深刻な様相をもたらした。

昭和四〇年代に至って、政府の産業優先政策と企業の利益優先の姿勢とは相俟って、エネルギー源として新たに原子力利用を実用化し、原子力発電、原子力船建造、放射線利用等を産業として急速に確立しつつあり、「原子力は将来のエネルギーの有力な担い手として着実にその

地歩を進めている。

この原子力の実用化・産業化に伴い、企業は経済性の要求から必然的に安全性を無視し、原子力公害を地域住民にもたらそうとしている。

しかも巷間噂されている原子力の軍事利用に至るときは、かつての広島・長崎をこえる被害の再現は必至である。原子力は七〇年代の公害に新たな問題を提起している。

(二) 原子爆弾も原子炉も、核分裂連鎖反応を利用するという意味では全く同じ原理に基づいている。両者とも核分裂生成物、つまり「死の灰」を生み出してその危険性は説明するまでもあるまい。特に平和利用の目的を掲げて運転中の原子炉の事故は世界各国で多数生じており、死者の発生している例も少なくない。最近、米國で軽水型原子炉の緊急冷

却装置が計画通り動かない可能性があることが判明した「欠陥原子炉」問題、これと前後してわが國でも、日本原子力発電会社の敦賀原子力発電所における沸騰型発電炉で炉内の放射性ヨードが許容限度に近づくという異常が生じた。これらの事故は原子炉が本質的に具有する潜在的危険がいついかなる場合に顕在化するからならないことを示すものである。

原子力施設のあるところ、周辺地域に放射能が放射され、それが少量でも多年に亘って人体に蓄積され、遺伝される。しかも過去幾多の経験から原子力施設の事故の根絶は困難であり、いったん事故が発生したときは、広汎な地域住民に回復不能の被害を与える。

したがって、原子力施設の設置には一般産業とは比較にならない高い安全性が要求され、研究上経済上の都合を理由に地域住民に被害を与えることは許されない。

## 二 原子炉大宮設置とその狙い

(一) 昭和三三年四月一日三菱系二五社の出資により設立された三菱原子力工業株式会社は、原子力施設を大宮市北袋町に設置することになった。地元住民は、「原子力施設大宮設置反対同盟」を結成して、三菱に対して設置反対の交渉を行

なうと共に、昭和三四年六月の大宮市定例議会に設置反対の請願をした。同年八月一七日請願は採択されたに伴い、三菱は住民に対し昭和三四年一月一四日大宮市北袋町の大宮研究所には「原子炉の設置はしない」「核燃料の再処理はしない」と確約し、市・議会・三菱・住民の四者による原子力安全対策協議会が発足して、反対同盟は解散した。

(二) ところが、昭和四一年一月に至り、三菱は突如、原子炉(臨界実験装置)の大宮市設置計画を発表した。三菱はわが國最初の原子力船「むつ」の受注に伴い、昭和四七年六月完成を目標に「むつ」の動力用原子炉作成の資料を得るためと称して、地元住民との約束を無視し、かつ企業採算のため東海村設置の計画を変更して大宮市に設置することにしたのである。

大宮市は首都圏に属する人口三〇万に近い交通中心の要地であり、埼玉県南部二〇〇万都市の北辺に位置している。原子力施設を設置する場合何よりも重要なことはその安全性を確保することである。そのため立地条件として、人口密集地帯を避けて、原子力公害の最も少ない地域を選定することである。三菱はこの原則を無視し、かつ、設置しようとしているものは臨界実験装置であって原子炉ではないから安全であるとしている。

(三) 「むつ」に使用する原子炉は、当

初日本の自主的な技術でつくられる予定であったが、途中で計画を変更し、アメリカの原子力潜水艦用原子炉メーカーであるウェスチング・ハウス(W・H)社から原子炉を輸入することになった。

三菱は、わが国兵器産業の雄であって、新型動力炉の開発にも乗り出しており、世界にある一〇〇隻以上の原子力船のうち、軍艦でないものは、サブナ号(米国)とレーニン号(ソ連)の二隻だけであって、原子力船の特性から、その合理的利用は潜水艦を置いて他になく、軍事利用の方向で原子力産業を考えていることが十分に推測しうるところであった。

### 三 原子力公害予防と住民運動

(一) そこで、地元住民は再び自治会ぐるみで設置反対運動に立ち上り、三菱に交渉するとともに、市議会に設置反対の請願を行なった。市議会は昭和四二年三月一七日住民の請願を全会一致で採択し「大宮市以外に設置するよう三菱に要望する」と決議した。

そのため、三菱は同年四月準備費用として約一億円の予算措置を講じて運動を開始し、大宮市議会議員選挙による新議会が構成されるや、六月一四日に「大宮市以外に設置することは企業の採算がとれないから、原子力委員会の判定によ

て設置の可否を決定してもらいたい」という陳情書を提出した。これに対して地元住民は八月四日市議会に対し、三月一七日の市議会決議を遵守して住民の要求に沿うよう陳情書を提出し、他方、東海村、勝田市、川崎市等の原子力施設の実地調査をし、その報告書を大宮市長に提出して善処を要望した。

さらに、三菱は市議会において継続審議になつてゐるのに拘らず、一二月一日に内閣総理大臣に対して原子炉(臨界実験装置)の許可申請をする背信的措置に出たため、地元住民は再度三月一七日市議会決議を維持するよう要望書を提出し、また昭和四三年三月二日に予定されている東大の都甲、内田両教授による安全性に関する講演会は公開されるよう要望した。

ところが三菱は継続審議になつてゐる陳情を採択させようと積極的な運動を展開し、市に対する寄付の申込み、市長外遊に対する援助、市議会議員に対する各個折衝、反対議員に対するPR、地元住民に対しての公民館施設提供の打診等々が陰に陽に噂に上つた。

(二) これらの三菱の動きや市議会の秘密講演会を機会に、市長・市議会の動きは急速に住民の要求を無視する方向に変わり、地元住民が要求して開催された三月一五日の原子力安全対策協議会においては、地元住民の質疑に対する具体的回答

もないまま閉会を強行し、三月三日の市議会においては傍聴者不在の深夜、強引な無記名投票により三菱の陳情を採択して、昭和四二年三月一七日市議会決議を覆えずに至つた。

しかも、三菱は市当局と相呼応するようには地元住民の反対運動の切り崩しを計画し、与党議員を通じて、北袋を守る会が、の結成による分裂策動を行ない、また、地元住民代表と称する自治会長二名を料亭で供応し、さらに市当局参加の下に原子炉(臨界実験装置)の設置を認める覚書の締結を行なつた。

そのため、反対運動はさらに盛り上がり、地元住民は街頭に出てデモ行進、ビラまき等を行ない反対運動は住民の中に深く浸透した。かくして、地元住民は最終的な方法として訴訟提起により、原子力公害の予防を実現する方針を決定した。

### 四 原子炉撤去訴訟の経過

(一) さきに三菱が原子力委員会に提出した原子炉設置許可申請は、立地条件と安全性への不十分な調査に基づく答申により、かつ、住民に対し審査が公開されないままに七月一〇日内閣総理大臣により許可された。

そのため、三菱は原子炉収容建物の建築確認申請を埼玉県知事に行ない、住民の陳情にも拘らず、九月七日に許可され

た。そこで、地元住民約二、〇〇〇名は、直ちに内閣総理大臣の設置許可に対して異議の申立を行ない、他方、埼玉県建築審査会に対し、建築確認処分審査請求の申立を行なつた。ところが、前者については棄却、後者には却下の決定がなされるに至つた。

(二) そのため、まず地元住民一、〇三四名は昭和四三年一月一七日浦和地裁に対し、審査請求に対する裁決取消の行政訴訟を提起し、昭和四四年一月二七日には建築基準法九四条三項が公開による口頭審査を規定しているのに拘らず、これを経ることなく却下した裁決は違法であるとす勝訴判決(判例時報五七九号参照)を受けた。埼玉県建築審査会はこれを不服として、東京高裁に控訴し、審理を重ねてきたが、五月一九日には結審となり、来る七月二八日には判決言渡の予定となつてゐる。

他方、地元住民一、五九〇名は原子力公害の危険性を予防するため、三菱に対して「原子炉は設置しない」という約束に基づく不作為義務の履行を求め、かつ住民の生命・健康・財産を守り、安全な生活を擁護するため人格権・所有権・占有権を根拠に妨害予防・排除を求めて、昭和四四年七月七日浦和地裁に原子炉の撤去を請求する訴を提起した。

三菱は臨界実験装置は原子炉ではない

から住民との約束の範囲外である、不設置の約束は大官市としたもので紳士協定である、地元住民との不設置約束があったとしても、臨界実験装置は安全なものであるから撤去請求は権利濫用である等と強い主張を維持している。

(三) この間、原子炉(臨界実験装置)は、昭和四四年一〇月八日に完成し、操業が開始された。そのため、放射能は環境に放射され、現実的な公害の危険性が付近住民の上にもふりかかっていた。そこで、昭和四四年二月五日に原子炉不設置義務の確認を求める中間確認の訴を提起し、中間判決として不設置義務の確認を求め、それを根拠として、原子力公害の予防・排除の方法を講ずるべく、審理の集中を図っている。

五 原子炉の安全性と資料の公開

資料の公開

(一) 企業の秘密と資料の公開 原告は昭和四五年一二月二四日原子炉(臨界実験装置)の危険性を立証するため、被告三菱が安全審査のため内閣総理大臣に提出した「原子炉(臨界実験装置)設置申請書並びに付属書類一切」を公開し、証拠として提出するよう求めたが、三菱はこれを拒否したので、昭和四六年三月二五日に原子力委員会から提出するよう送付囑託の申立をしたところ、裁判所は

四月一日送付囑託の決定をした。

ところが書類を保管する科学技術庁から「設置許可申請書等は、たとえば企業の秘密に属する技術的事項等についても記載させる」ことにしているので「申請者の了承を得ずこれを第三者に提示することは適当でない」と送付拒否の回答がなされた。

そこで、三菱に対し「提出を了承する」か、「写を提出する」かの何れかを求め、裁判所も再度勧告したが、三菱は七月二九日付「上申書」により「アメリカのウェスチング社と技術援助契約を結び提供を受けた技術資料は秘密にすべき義務を負担している」ので「許可申請書類等を公開することにより「契約違反の損害賠償責任」を問われるとともに、外国の技術援助を受けられなくなり、「わが国原子力産業に及ぼす影響が大き」と提出を拒否した。

これらの資料提出の拒否は、国と企業が相協力して、原子力基本法第二条の「公開の原則」を空文にするのみでなく、企業利益のためにアメリカ企業に従属・依存して自主性を失った姿を明らかにし、他方原子炉の安全性を秘してその放射能の放射を放任し、住民の生存の権利を無視する態度を明らかにしたものである。

かくして、原告は原子炉の危険性を立証するために、資料の公開を請求し、そ

の安全性及び安全審査の偽隔性を明らかにするとともに、原子力行政の実態を明らかにし責任の追及をする具体的方法として、昭和四六年一二月九日に文書提出命令の申立をした。

裁判所は三菱の意見を聴取した上、昭和四七年一月二七日第一八回口頭弁論期日において原告の申立を認める決定を行った。即ち「本件文書は本件装置の設置に伴う安全審査のため作成されたものであり、「記載内容からすれば、いずれも本件装置の安全性に関する資料として不可分一体のものといえる」のであって、本件文書が「安全性を解明する上で極めて必要かつ重要な証拠方法である」。被告は「本件装置は外国から秘密遵守を条件として導入したものである」とするが、被告は「一企業として本件の如き臨界実験装置を設置するに際しては、原告ら住民の安全を確保すべきはもとより、住民によりその安全性に疑問がもたれるに至つた場合には積極的に安全性につき解明し、住民の不安解消のために努力する社会的義務を負っている」のであつて、この責務以上に究極的には企業の個人的利益を前提とした技術提携会社との秘密遵守義務を優先させることは許されない」と判示した(判例時報六五五号参照)。

(二) 文書提出の拒否と訴訟への影響 三菱は右決定に対し、三月三日東京高

裁(第一民事部)に即時抗告をした。裁判所は双方の意見を徴した上、五月三十一日に、浦和地裁決定を取り消し、文書提出命令申立を却下する決定を告知した。即ち、(1)本件における「証すべき事実」は「原子炉(臨界実験装置)の構造、運転、安全装置等に関する具体的事実」である。申立は「本件文書(設置許可申請書等)」を証拠とすることによって、「原子炉(臨界実験装置)」の「危険」を証明するに止まり、「証すべき事実」を具体的に示したことになるので適法な方式を欠くものであるとした。また

(2)(1)本件文書は民法第三二条一項の当事者が訴訟において引用した文書に該当するものでなく、また(4)原告は同条二項の本件文書を引渡したまたは閲覧を求め請求権はなく、原子力基本法第二条も具体的請求権を付与したものとはいえないとし、さらに(5)本件文書は当事者間の法的関係となる以前の事実上の関係に関するものであつて法的地位を基礎づけるものではなく、また、住民は利害関係人であっても、許可行為の取消を求める対立的地位にあり、かつ、民事訴訟法第三二条の文書提出を拒み得ない場合の要件が限定されている趣旨から直接又は間接の干渉によって作成されたものとはいえないとして、何れの要件にも該当せず、提出義務を負う場合に当たらないとした。

裁判所は

ところで、右東京高裁決定は、文書提出を命じ資料公開の道を拓いた浦和地裁決定を、企業の秘密との関係には何ら言及することなく、本件文書が民事訴訟法所定の要件に適合するか否かの形式的判断によって、しかもその解釈を著しく限定縮小することによって取り消したものである。

とくに、本件申立が「証すべき事実」について要件を具備しないとすることは、事実を無視する全く独自の形式的判断である。それは原子炉の運転により放射能が環境に放射され、その放射能が付近住民の生命・身体について危険である、という事実の立証が本件文書のみによって立証されるものと独断に陥ったことに原因があり、また被告は当該証すべき事実について反証が可能であって、裁判所は自由心証によって証拠価値を定めるという民事訴訟法の原則を踏まえるならばこのような恣意的判断には到達しなかつたものと考えられる。

さらに、本件文書について、被告に文書提出義務を負担させる場合に該当しないと判断しているが、本件申立がその要件を具備しないと判断している以上全く必要のないものである。しかも、その判断自体についてもまた疑問が指摘できるところである。即ち、(1)民事訴訟法第三二一条一号の適用について、被告が本件原子炉（臨界実験装置）は安全であるとして

その構造その他について準備書面で引用しているのに拘らず、「引用文書」に当たらないとする理由は全くないのであり、その理由は明らかにされていない。(2)民事訴訟法第三二一条二号の解釈の前提として、原子力基本法第二条の公開原則は実体的規定であって、利害関係人である限りその資料の公開が認められなければならないのでありそれが保障されているところに積極的意義があることを正しく理解していない。(3)民事訴訟法第三二一条三号後段の適用については、文書作成に関連し、内閣総理大臣が住民の利益を重視して本件文書の作成に干与した面と、その文書の内容の許可行為の瑕疵に関して住民から取消請求をうける面とは別個であるに拘らず、これを混同し、かつ内閣総理大臣は国民の代表として、その利益のために文書作成に干与している建前を無視し、利害関係人である住民の文書作成への間接的干与を否定し、さらに法律関係に関する解釈についても、本件については原告が原告ら住民と利害関係を有する第三者であって、それと被告三菱の法律関係について成立した文書が、被告と原告との間の妨害予防排除の法律関係を作り出した原因たる文書であることを理解せずに、これを単に原告と被告との間における法律関係以前の事実関係に関する文書であると理解しているのである。これらを見ても、東京高裁決定がその

形式論のために誤りを重ね、内容である企業の秘密については何ら言及することなく、その判断を回避しているのである。それは、浦和地裁決定を取り消すその目的のための形式論という他はないのであって、東京高裁が原子力公害について住民の安全を真剣に考えることなく、企業の利益に加担したと評価するしかないのである。この決定によって資料の公開は重大な困難に当面している。

そのため原告ら住民は原子炉（臨界実験装置）の危険性の立証について、第一次的には当初の立証計画を変更して、証拠の集積によりその目的を実現する方向をとらざるを得なくなった。

## 六 資料公開の現状と当面の課題

### 当面の課題

(一) 原子力基本法第二条は、日本学術会議の勧告に基づいて、原子力研究・開発及び利用について基本原則を掲げている。即ち「原子力研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行なうものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」というものであり、いわゆる平和利用三原則をうたっている。とりわけ、公開の原則は、国民的見地に立って、まず原子力の研究・開発及び利用に関する一切の情報が完全に公開さ

れ、国民に周知されることを要求しており、これなくしては科学技術の研究が自由に健全な発達を遂げ得ないことを示すものである。

しかしながら、現状はこの立法目的より著しく後退し、広島・長崎の原爆体験を受けた国民として世界に誇る金字塔を単なる理念として掲げているにすぎない。

地域住民とその従業者の安全を確保し、原子力公害を予防するために行なわれるべき、原子力委員会の安全審査をとってみても、それが公開されたのは、原子力研究所コールドホール型炉（JPRD）のときだけである。それも極めて不十分な国会における公聴会という形式を採用した程度であり、その資料は完全な公開に至らなかった。しかも、その後は企業の要請により企業の秘密を守るという趣旨から公聴会すら開催されていないのである。原子炉等原子力施設は全く国民に知らされなまま秘密裡に審査され全国各地に建設されているのである。

すでに原子力発電所は四カ所で運転され、一〇カ所で建設中であり、審理中のもの四カ所、計画中のもの一五カ所を加えれば、北海道より鹿児島まで狭い日本に密集することになり、それに伴う核燃料再処理工場が建設されるときは、日本は原子力施設の基地として、現在の安全基準の下ではおそるべき原子力公害の被

害を予想しうるのである。

(四) ところで原子力委員会は原子力開発利用長期計画を再検討するため、昨年六月長期計画専門部会を設けて審議を行なってきたが、去る六月二日にその結果を発表した。

それによると、今後の原子力発電の規模として昭和五年度三、二〇〇万キロワット、昭和六〇年度六、〇〇〇万キロワット、昭和六五年度一億キロワット程度を予想し、立地確保、核燃料確保、廃棄物処理、安全・環境問題対策へのおおまかな方針が示され、新型動力炉、原子力多目的利用、原子力船、核融合などについても、研究・開発・実用化の計画の概要が明らかにされている。

しかし、原子力開発利用について最も重視しなければならない「安全審査」については、「安全審査機能の充実強化をはかる」とされているに過ぎないのであって、この数年を深刻化している環境破壊・公害についての対策が殆ど欠如しているのである。原子力開発利用を推進する原子力委員会が、安全審査をしている現状に対する根本的な改革が示されることなく、また、環境保全について「政府、地方自治体および電気事業者は、協力して原子力施設の立地確保に資するため、所要の施策を積極的に講ずることが必要である」と指摘しているにとどまり、「所要の施策」についての内容は全く明

らかにされることなく、その実効性は期待できないところである。

ところで「所要の施策」について、原子力委員会は提出された企業側の安全審査資料等は公開する方針を示しているが、それとともに企業の秘密に関連する資料については公開することを避けようとしており、「安全性」にとつて最も重大な資料は住民に公開される保障はないのである。

したがって、資料の公開が裁判によって求められる場合は今後も多く予想されるところである。

本件訴訟においては、文書提出命令による資料の提出と公開は困難となつたが、原告ら住民には本件原子炉（臨界実験装置）の設置許可に対して行政訴訟を提起する地位が留保されており、行政訴訟提起に伴う文書提出命令申立の方法は残されており、その場合は東京高裁決定のようにその要件の欠如によつて拒否されるようなことは全くなく、浦和地裁決定の趣旨は十分に生かされることが予想されるのである。

## 七 訴訟の展望

三菱原子炉撤去訴訟は原子力公害予防の最初の事件であつて多くの注目を浴びている。地元住民は家庭の主婦を中心に反対運動を続け、三菱を初めこれに同調

する一部住民の切崩しにも拘らずさらに拡大し、地域の民主団体・労働組合による支援の環も拡がっている。

また、昨年四月の地方選挙において、大宮市では社共共闘による革新市長の誕生とともに市政を実現する姿勢も住民に向けられ、他方、勝敗の環となる安全性をめぐる問題については多くの科学者とりわけ原子力学者の協力も得られる状況となつている。

地元住民が訴訟提起に踏み切ったときより四年になろうとし、また、地元住民の原子力施設設置反対運動はすでに一三年に亘っている。

全国各地において闘われている公害反対運動、とりわけ、原子力発電所設置反対運動は急速に盛り上がりつつある。それは一地域の運動から全国的な運動に拡大して地元住民に大きな連帯感を与えている。

原子力が「きれいなエネルギー源」として人類の福祉に貢献しうるか、それとも、かつて日本国民が広島・長崎でうけた人類の平和と生存への恐怖となるか、とりわけ、現在拡大し深刻化している公害をさらに決定的なものにし、人類を破壊に導くものとなるかは、国及び自治体の公害防止対策と企業の体質改善が重要な鍵となつている。そうして、原子力をして「きれいなエネルギー源」として、人類の平和と生存のために確保する闘いは

住民の原子力公害予防の運動が原点となり、その発展によつてささえられることが必要不可欠である。

最初の原子力公害予防訴訟である三菱大宮原子炉撤去訴訟の勝利が、その一環となることは明らかであろう。

(みやざわ・ひろお)